

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 前条に規定する区域（その区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の地区に区分しているものにあつては、その区分されたそれぞれの地区の区域とする。以下「計画地区」という。）内においては、法第48条第1項から第13項まで（第8項を除く。）の規定により建築してはならないものとされる建築物のほか、別表2の計画地区に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(建築物の敷地面積)</p> <p>第6条 建築物の敷地面積は、別表2の計画地区に応じ、それぞれ同表オ欄に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(建築物の外壁等の面の位置)</p> <p>第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線（道路の計画線を含む。以下同じ。）、隣地境界線等までの距離は、別表2キ（ア）欄の計画地区に応じた区分に従い、それぞれ同表キ（イ）欄に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、別表3計画地区の名称の欄に掲げる計画地区内においては、同項に規定する数値に満たない距離にある建築物又は建築物の部分（以下「建築物等」という。）がそれぞれ同表建築物等の欄に掲げるものに該当する場合については、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。</p>	<p>(建築物の用途)</p> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <p>2・3 (現行のとおり)</p> <p>(建築物の敷地面積)</p> <p>第6条 (現行のとおり)</p> <p>(建築物の外壁等の面の位置)</p> <p>第7条 (現行のとおり)</p>	

別表 2

地区	計画	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
整備	地区	建築してはなら	建築	建築	建築	建築	建築	建築物の外	建築	建築
計画	の名	ない建築物	物の	物の	物の	物の	物の	壁等の面か	物の	物の
区域	称		容積	容積	建蔽	敷地	建築	ら道路境界	高さ	高さ
の名			率の	率の	率の	面積	面積	線、隣地境	の最	の最
称			最高	最低	最高	の最	の最	界線等まで	高限	低限
			限度	限度	限度	低限	低限	の距離の最	度	度
						度	度	(ア) (イ)		
もみじ台団地地区整備計画区域の項から農試公園東地区地区整備計画区域の項まで (省略)										
東月	公	(1) 住宅	(省略)							
寒向	益・	(2) 共同住宅、								
ヶ丘	機能	寄宿舍又は下								
第二	複合	宿								
地区	地区									
地区		(新設)								
整備										
計画										
区域										

別表 2

地区	計画	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
整備	地区	建築してはなら	建築	建築	建築	建築	建築	建築物の外	建築	建築
計画	の名	ない建築物	物の	物の	物の	物の	物の	壁等の面か	物の	物の
区域	称		容積	容積	建蔽	敷地	建築	ら道路境界	高さ	高さ
の名			率の	率の	率の	面積	面積	線、隣地境	の最	の最
称			最高	最低	最高	の最	の最	界線等まで	高限	低限
			限度	限度	限度	低限	低限	の距離の最	度	度
						度	度	(ア) (イ)		
もみじ台団地地区整備計画区域の項から農試公園東地区地区整備計画区域の項まで (現行のとおり)										
東月	公	(1) 住宅等	(現行のとおり)							
寒向	益・	(2) 共同住宅、								
ヶ丘	機能	寄宿舍又は下								
第二	複合	宿								
地区	地区									
地区	集客	(1) 住宅等				70,0		外壁等	155	
整備	交流	(2) 共同住宅、				00		の面か		
計画	地区	寄宿舍又は下						ら都市		
区域		宿						計画道		
		(3) 神社、寺院、						路北野		
		教会その他こ						通の道		
		れらに類する						路境界		
		もの						線まで		
		(4) 老人ホー						の距離		
		ム、福祉ホー						外壁等	25	

規定整備

東月寒向ヶ丘第二地区に係る都市計画の変更に伴い、地区整備計画区域における建築物の制限を新たに設けるもの



備考 (省略)

別表 3

	計画地区の名称	建築物等
1～ 44	(省略)	
	(新設)	
45～ 67	(省略)	

備考 (現行のとおり)

別表 3

	計画地区の名称	建築物等
1～ 44	(現行のとおり)	
45	東月寒向ヶ丘第二 地区地区整備計画 区域の集客交流地 区	附属用途に供する建築物等(外壁等の面から隣地 境界線(東月寒向ヶ丘地区地区整備計画区域の文 教・機能複合地区との境界線に限る。)までの距離 が25メートル未満であるものを除く。)
46～ 68	(現行のとおり)	

東月寒向ヶ丘  
第二地区に係  
る都市計画の  
変更に伴い、建  
築物の外壁等  
の面の位置の  
制限に関する  
規定の適用除  
外に関する規  
定を新たに設  
けるもの